

姫路市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たに婚姻した夫婦を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、本市における少子化対策の強化に資することを目的とする姫路市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅取得 住宅を建築し、又は住宅を取得し（売主である法人の代表者若しくは個人が、夫婦のいずれか一方と2親等以内の親族である者の場合若しくは契約書を交わさない売買、贈与又は相続により取得したものを除く。）、自己の名義で当該住宅の登記（共有名義で住宅を登記する場合にあっては、2分の1以上の持分を有すること。）をすることをいう。
- (2) 住宅リフォーム 住宅（賃貸借に係るものを含む。）の修繕、増築、改築、設備更新等の改修（次に掲げるものを除く。以下この号において「住宅改修」という。）を業として営む者（法人の代表者又は個人が、夫婦のいずれか一方と2親等以内の親族である者を除く。）との間で工事請負契約を締結して、自己の居住の用に供する住宅の住宅改修を行うことをいう。
 - ア 倉庫又は車庫に係る工事
 - イ 門、フェンス、植栽等の外構に係る工事
 - ウ エアコン、洗濯機等の家電の購入又は設置
 - エ 賃貸借に係る住宅にあっては、賃貸借契約により本来貸主が負担すべき修繕
- (3) 住宅賃借 賃貸住宅を所有し、又は転貸する者（貸主である法人の代表者又は個人が、夫婦のいずれか一方と2親等以内の親族である者を除く。）との間で建物賃貸借契約を締結して、自己の居住の用に供することをいう。

- (4) 住居費 夫婦が婚姻を機に新たに市内で住宅取得、住宅リフォーム又は住宅賃借するために要した費用であって、対象住宅の取得費、リフォーム費用、賃料（3か月分を上限とする。）、共益費（3か月分を上限とする。）、敷金、礼金及び仲介手数料の合計額をいう。ただし、婚姻前の住宅取得又は住宅リフォームについては、婚姻日から1年以内に契約したものに限る。
- (5) 転居費用 住居費の対象となる住居（以下「対象住居」という。）又は夫婦の新居（婚姻後に夫婦が居住する住居をいう。以下同じ。）に転居するために運送業者（代表者が、夫婦のいずれか一方と2親等以内の親族である者を除く。）へ支払う費用をいう。

（補助対象夫婦）

第3条 補助金の交付の対象となる夫婦は、次の各号のいずれにも該当する夫婦とする。

- (1) 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 令和3年1月1日から同年12月31日までの間における夫婦それぞれの所得を合算した金額が400万円未満であること。ただし、所得の額は、次のア及びイの場合にあっては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とする。

ア 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が、第5条第1項の規定による交付の申請（以下「交付申請」という。）を行う時点において無職（1年を超える育児休業者を含む。）の場合は、所得なしとして算出した金額

イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。）の返済を令和3年中に行っていた場合は、夫婦の所得を合算した金額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額

- (4) 交付申請の時点において、夫婦の双方又は一方が対象住居又は夫婦の新居に住居基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録を行っており、かつ、申請の日より2年以上継続して市内に居住する意思があること。

- (5) 本市、国又は他の地方公共団体による住居費又は転居費用に対する補助金その他の金銭的給付を受けていないこと。
- (6) 夫婦の双方又は一方が、過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
- (7) 交付申請の時点において、夫婦の双方又は一方が、本市に納付すべき税がある場合、それを滞納していないこと。
- (8) 夫婦共に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

2 前項の規定にかかわらず、過去に第8条第2項の規定により補助金の交付を受けたことがある者は、交付の対象としない。ただし、令和3年度に補助金の交付を受けた世帯で、その交付額が、次条第1項に規定する1夫婦当たりの上限額に達しなかった者は、補助金の交付の対象とする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に支払った住居費（前条第2項ただし書に規定する者にあつては、住宅リフォームに要した費用を除く。）と転居費用を合わせた額とし、1夫婦当たり30万円（前条第2項ただし書に規定する者にあつては、30万円から令和3年度の交付額を控除して得た額）を上限とする。ただし、交付申請の提出書類として、夫婦共に本人のマイナンバーカードの写しを提出した場合は、1夫婦当たり35万円（前条第2項ただし書に規定する者にあつては、35万円から令和3年度の交付額を控除して得た額）を上限とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

3 第1項の住居費又は転居費用の額は、夫婦の双方又は一方が勤務先から住居費又は転居費用に対する金銭的給付を受けている場合は、当該金銭的給付の額（住居費のうち賃料に対する給付は、3か月分を上限とする期間の賃料に対する給付とする。）を控除した額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、姫路市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、提出の期限は、令和5年3月31日とする。

- (1) 婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書又は戸籍謄本）
- (2) 住民票
- (3) 所得証明書
- (4) 納税証明書（滞納がないことを証する書類に限る。）
- (5) 住宅手当等支給証明書（様式第2号）
- (6) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類（貸与型奨学金を返済していた場合）
- (7) 物件の工事請負契約書及び領収書の写し（住居を新築し、又は住宅リフォームを行った場合）
- (8) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居を購入した場合）
- (9) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居を賃貸している場合）
- (10) 転居費用に係る領収書の写し（転居費用の補助金交付を申請する場合）
- (11) 姫路市結婚新生活支援補助金に係る誓約書（様式第3号）
- (12) マイナンバーカードの写し（マイナンバーカード所有により補助金の上限額を35万円で申請する場合）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、姫路市結婚新生活支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。
（申請内容の変更）

第6条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同条第1項の申請の内容に変更が生じるときは、速やかに姫路市結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第5号）に、同項各号に掲げる書類

のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、姫路市結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、姫路市結婚新生活支援補助金交付取消通知書（様式第7号）を申請者に通知するものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の請求及び交付）

第8条 補助対象者は、第5条第2項又は第6条第2項の通知書を受けた場合は、速やかに姫路市結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の補助対象者からの請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第9条 補助対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第2条から第5条まで並びに様式第1号、様式第3号、様式第5号及び様式第8号の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。